

入 札 説 明 書

この説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）、本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

鳥取県立中央病院臨床検査業務委託（造血器腫瘍遺伝子パネル検査）

(2) ア 予定数量

20 件

ただし、予定件数はあくまで予定であり、実際の依頼件数は増減することがある。

イ 紙媒体での報告

可

(3) 委託期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津 730 番地 鳥取県立中央病院

2 公告の日 令和 7 年 5 月 8 日

3 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(4) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等の健康診断・医療サービスに登録されている者であること。

(5) 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録を受けていること。

(6) 米国病理医協会（CAP サーベイ）等の外部精度管理に参加している者であること。（再委託する場合は、再委託先が米国病理医協会（CAP サーベイ）等の外部精度管理に参加している者であること。）

(7) 遺伝子・病理部門において C L I A（Clinical Laboratory Improvement Amendments of 1988）認定を取得していること。

(8) 検査の受注及び結果報告は、仕様書に示す方法によることが可能であること。

(9) 再委託も可能とし、その場合は入札書に再委託先の業者名を記載すること。

(10) 鳥取県立中央病院長からの要請があれば、日差の内部精度管理表を速やかに提出すること。

4 契約する者

鳥取市江津 730

5 配布資料

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・質問書（様式第2号）
- ・委任状（様式第3号）
- ・入札書（様式第4号）
- ・契約保証金免除申請書（様式第5号）
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）

6 手続等に関する問合せ先

（1）入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院 事務局経営戦略課
電話 0857-26-2271（内線 2776）
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

（2）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

7 調達内容に対する疑義

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メール又はファクシミリにより6（1）の場所に令和7年5月12日（月）午後5時までに提出することとし、原則として訪問又は電話による質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問に対する回答については、令和7年5月13日（火）までにインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）によりまとめて回答し、入札日まで閲覧に供する。

8 入札者に要求される事項

（1）本件入札に参加しようとする者は、参加表明書（様式第1号）及び3の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を6（1）の場所に令和7年5月14日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、参考情報として、当該検査の実施に必要となる専用容器の名称、規格、1包装あたりの金額および搬送費用について見積書を提出すること。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められたときは、それに応じなければならない。

（3）提出部数は各1部とし、その規格はA4版とする。

（4）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（5）提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途に使用しない。

9 入札参加資格の審査について

（1）8により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がないと認められた者には、令和7年5月19日（月）までに通知する。

（2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立中央病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年5月20日（火）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県立中央病院長は、説明を求めた者に対して令和7年5月21日（水）までに書面により回答する。

1 0 入札書の日時及び提出場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 2 時

イ 場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院 7 階カンファレンス室 3

(2) 郵便等による入札

不可とする。

1 1 入札及び開札等

(1) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第 3 号）を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。

(2) 入札書の様式は、様式第 4 号を使用すること。

(3) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立中央病院長 千酌浩樹」とすること。

(4) 入札書に記載する金額は、検査 1 件当たりの単価（以下「検査単価」という。）とし、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。また、検査における結果報告までの日数、再外注する場合は、再外注先の業者名を記載すること。

(5) 入札書は、入札件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。

(6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 入札書は、入札書の記載内容を末梢、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

(8) 再度入札は 2 回をもって終了とする。（初度入札を含めて 3 回とする）

(9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(10) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(11) 入札後、本件公告及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(12) 不落札の場合には、随意契約とする。

1 2 入札の無効条件

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 本件公告に示した競争入札参加資格のない者の入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

(3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札

(4) 委任状のない代理人の入札

(5) 入札に関して不正のあった者の入札

(6) 記名押印のない入札書による入札

(7) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

(8) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

1 3 落札者の決定方法

本件公告に示した案件を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

1.4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約単価に予定数量を乗じて得た額に 10 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.5 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

1.6 委託料の請求金額

契約書に記載した検査単価に件数を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を請求金額とする。なお、その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てたあとに得られる金額をもって請求金額とする。

1.7 契約書作成の要否

要

1.8 手続における交渉の有無

無

1.9 その他

(1) 落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

(3) 本件業務については、受注者の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。従って、履行状況が契約書に示した基準等と適合しないと認められるときは、業務の改善を指示し、その指示に従わない時は契約を解除するものとする。

(4) 本件入札参加確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。

(5) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者がいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。

- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに揚げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。
- (6) 14の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、6(1)の場所に提出すること。
- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、6の(1)の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。